



公告

朝日町再生可能エネルギー導入目標策定事業支援業務及び第2次朝日町環境基本計画中間見直し支援業務について、公募型プロポーザルに係る手続きを開始するため、次のとおり公告する

令和5年5月29日

朝日町長 鈴木 浩幸



1 業務の概要

(1) 業務名

ア 朝日町再生可能エネルギー導入目標策定事業支援業務（以下「業務①」という。）

イ 第2次朝日町環境基本計画中間見直し支援業務（以下「業務②」という。）

※業務①、業務②のどちらか一方だけに応募することはできない。

(2) 委託期間

業務①：契約締結の日から令和6年1月31日まで

業務②：契約締結の日から令和6年3月19日まで

※業務①については、環境省補助事業である「令和4年度補正予算 地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」に基づく補助金の交付決定日以降に契約を締結するものとする。

(3) 業務内容

朝日町再生可能エネルギー導入目標策定事業支援業務仕様書及び第2次朝日町環境基本計画中間見直し支援業務仕様書のとおり。

2 参加資格

次の(1)～(8)に掲げる事項を全て満たしていることを要件とする。

- (1) 参加申し込み時点において、朝日町競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者にあつては、当該手続開始の決定の後に建設工事等競争入札参加資格の再審査取扱要領（平成15年4月21日制定）により資格の再認定を受けていること。
- (4) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 朝日町暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第1号から第3号までに規定する者でないこと。
- (6) 申請する本店又は支店等で、申請日現在において国税及び地方税等を滞納していないものであること。
- (7) 東北管内において環境基本計画及び地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定した実績を有すること。
- (8) 東北管内に本店、支店を有していること。

3 審査・選定等

(1) 選定審査

プロポーザル審査委員会により行う。

(2) 選定方法

① 1次審査

4社を超える参加申込があった場合は、参加資格要件を満たす者の中から審査委員会で提出書類を審査し、一定基準に達している業者のうち上位4社を選定する。

② 2次審査

1次審査を通過した業者の中から、審査委員会にて、評価が最も優れている事業者を選定するため書類審査及びプレゼンテーションを行う。

4 手続き等

朝日町再生可能エネルギー導入目標策定事業支援業務及び第2次朝日町環境基本計画中間見直し支援業務公募型プロポーザル実施要領等を朝日町ホームページに掲載するので、ホームページから入手すること。

5 事務局

所在地 山形県西村山郡朝日町大字宮宿1115

担当課 総務課危機管理対策室

担当者 菅井 俊樹

電話 0237-67-2111

FAX 0237-67-2117

電子メール bousai@town.asahi.yamagata.jp